



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年3月29日火曜日 第2254号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出（2件）.....	238
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（2件）.....	238
土砂災害警戒区域の指定.....	241
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	241
土砂災害警戒区域の指定.....	242
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	243
土砂災害警戒区域の指定.....	245
公共測量の終了の通知.....	246
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要（2件）.....	246
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	258
道路の区域変更（県道川之江大豊線）.....	259
道路の区域変更（県道弓削島循環線）.....	260
道路の供用開始（県道弓削島循環線）.....	260
道路の供用開始（県道玉川菊間線）.....	260
道路の供用開始（県道大西波止浜港線）.....	260
市営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧（2件）.....	261
権限代行による道路の区域変更（一般国道440号）.....	261
道路の供用開始（県道落合久万線外）.....	261

### 人事委員会公告

平成23年度愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告.....	262
平成23年度愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告.....	265

### 公営企業告示

落札者等の告示.....	267
--------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第425号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成23年3月29日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
瀬戸内海病院	今治市北宝来町二丁目4番地9	社会医療法人生きている会	平成26年3月25日まで

#### ○愛媛県告示第426号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）

第1条第1項の規定による救急病院である。

平成23年3月29日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地638番地	八幡浜市	平成26年3月27日まで

#### ○愛媛県告示第427号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成23年3月29日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
表208-I-4(1)	四国中央市金生町山田井（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	表208-I-4(1)	四国中央市金生町山田井（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大久保(北)208-I-7(1)	四国中央市金田町金川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	大久保(北)208-I-7(1)	四国中央市金田町金川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
葱尾208-I-2544(1)	四国中央市川滝町下山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	葱尾208-I-2544(1)	四国中央市川滝町下山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
涼川208-I-2545(1)	四国中央市金田町金川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	涼川208-I-2545(1)	四国中央市金田町金川（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北柴生B208-I-2636(1)	四国中央市柴生町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	北柴生B208-I-2636(1)	四国中央市柴生町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
沼ヶ谷A208-I-2638(1)	四国中央市金生町山田井（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	沼ヶ谷A208-I-2638(1)	四国中央市金生町山田井（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名草谷208-I-2639(1)	四国中央市妻鳥町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	名草谷208-I-2639(1)	四国中央市妻鳥町（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

宮の谷 B 208 - I 2640(1)	四国中央市川之江町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	宮の谷 B 208 - I 2640(1)	四国中央市川之江町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	高野谷 川 208 - 1010 - 1	四国中央市川之江町(次の図のとおり)	土石流	高野谷 川 208 - 1010 - 1	四国中央市川之江町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
椿堂 (北) 208 - I 2641(1)	四国中央市川滝町下山(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	椿堂 (北) 208 - I 2641(1)	四国中央市川滝町下山(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	高野谷 川 208 - 1010 - 2	四国中央市川之江町(次の図のとおり)	土石流	高野谷 川 208 - 1010 - 2	四国中央市川之江町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
脇の山 208 - I 2643(1)	四国中央市金生町山田井(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	脇の山 208 - I 2643(1)	四国中央市金生町山田井(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	不老の 谷川 208 - 1011	四国中央市川之江町(次の図のとおり)	土石流	不老の 谷川 208 - 1011	四国中央市川之江町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東の谷 川 208 - 1002	四国中央市川之江町余木(次の図のとおり)	土石流	東の谷 川 208 - 1002	四国中央市川之江町余木(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	寺の谷 川 208 - 1012 - 1	四国中央市川之江町(次の図のとおり)	土石流	寺の谷 川 208 - 1012 - 1	四国中央市川之江町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中の谷 川 208 - 1003	四国中央市川之江町余木(次の図のとおり)	土石流	中の谷 川 208 - 1003	四国中央市川之江町余木(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	寺の谷 川 208 - 1012 - 2	四国中央市川之江町(次の図のとおり)	土石流	寺の谷 川 208 - 1012 - 2	四国中央市川之江町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西ノ川 208 - 1004 - 1	四国中央市川之江町余木(次の図のとおり)	土石流	西ノ川 208 - 1004 - 1	四国中央市川之江町余木(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	寺の谷 川 208 - 1012 - 3	四国中央市川之江町(次の図のとおり)	土石流	寺の谷 川 208 - 1012 - 3	四国中央市川之江町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西ノ川 208 - 1004 - 2	四国中央市川之江町余木(次の図のとおり)	土石流	西ノ川 208 - 1004 - 2	四国中央市川之江町余木(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	イケヤ 谷川 208 - 1013	四国中央市川之江町(次の図のとおり)	土石流	イケヤ 谷川 208 - 1013	四国中央市川之江町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
二名川 208 - 1005 - 1	四国中央市川之江町余木(次の図のとおり)	土石流	二名川 208 - 1005 - 1	四国中央市川之江町余木(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	松木川 208 - 1014	四国中央市川之江町(次の図のとおり)	土石流	松木川 208 - 1014	四国中央市川之江町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
二名川 208 - 1005 - 2	四国中央市川之江町余木(次の図のとおり)	土石流	二名川 208 - 1005 - 2	四国中央市川之江町余木(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	東黒岩 川 208 - 1016	四国中央市金生町山田井(次の図のとおり)	土石流	東黒岩 川 208 - 1016	四国中央市金生町山田井(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北長須 川 208 - 1006	四国中央市川之江町長須(次の図のとおり)	土石流	北長須 川 208 - 1006	四国中央市川之江町長須(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	黒岩川 208 - 1017	四国中央市金生町山田井(次の図のとおり)	土石流	黒岩川 208 - 1017	四国中央市金生町山田井(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長須川 208 - 1007 - 1	四国中央市川之江町長須(次の図のとおり)	土石流	長須川 208 - 1007 - 1	四国中央市川之江町長須(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	竜王谷 川 208 - 1018	四国中央市金生町山田井(次の図のとおり)	土石流	竜王谷 川 208 - 1018	四国中央市金生町山田井(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長須川 208 - 1007 - 2	四国中央市川之江町長須(次の図のとおり)	土石流	長須川 208 - 1007 - 2	四国中央市川之江町長須(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	東竜王 谷川 208 - 1019	四国中央市金生町山田井(次の図のとおり)	土石流	東竜王 谷川 208 - 1019	四国中央市金生町山田井(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東町川 208 - 1009	四国中央市川之江町(次の図のとおり)	土石流	東町川 208 - 1009	四国中央市川之江町(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	池之奥 川 208 - 1021 - 1	四国中央市金田町半田(次の図のとおり)	土石流	池之奥 川 208 - 1021 - 1	四国中央市金田町半田(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
							池之奥 川 208 - 1021 - 2	四国中央市金田町半田(次の図のとおり)	土石流	池之奥 川 208 - 1021 - 2	四国中央市金田町半田(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

池之奥川 208 - 1021 - 3	四国中央市金田町半田 (次の図のとおり)	土石流	池之奥川 208 - 1021 - 3	四国中央市金田町半田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
的場谷川 208 - 1032 - 1	四国中央市川滝町下山 (次の図のとおり)	土石流	的場谷川 208 - 1032 - 1	四国中央市川滝町下山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
的場谷川 208 - 1032 - 2	四国中央市川滝町下山 (次の図のとおり)	土石流	的場谷川 208 - 1032 - 2	四国中央市川滝町下山 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
田尾谷川 208 - 1033	四国中央市川滝町領家 (次の図のとおり)	土石流	田尾谷川 208 - 1033	四国中央市川滝町領家 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
芹谷川 208 - 1035	四国中央市川滝町領家 (次の図のとおり)	土石流	芹谷川 208 - 1035	四国中央市川滝町領家 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
合路川 208 - 1037	四国中央市川滝町領家 (次の図のとおり)	土石流	合路川 208 - 1037	四国中央市川滝町領家 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥の宮川 208 - 1039	四国中央市金田町半田 (次の図のとおり)	土石流	奥の宮川 208 - 1039	四国中央市金田町半田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
涼川 208 - 1041 - 1	四国中央市金田町金川 (次の図のとおり)	土石流	涼川 208 - 1041 - 1	四国中央市金田町金川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
涼川 208 - 1041 - 2	四国中央市金田町金川 (次の図のとおり)	土石流	涼川 208 - 1041 - 2	四国中央市金田町金川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
八戸谷川 208 - 1045	四国中央市金田町金川 (次の図のとおり)	土石流	八戸谷川 208 - 1045	四国中央市金田町金川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
前砂子川 208 - 1047	四国中央市妻鳥町 (次の図のとおり)	土石流	前砂子川 208 - 1047	四国中央市妻鳥町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
名草谷川 208 - 1048	四国中央市妻鳥町 (次の図のとおり)	土石流	名草谷川 208 - 1048	四国中央市妻鳥町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、四国中央土木事務所及び四国中央市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第428号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成23年 3月29日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鍛冶屋B 323 - I - 173(1)	西条市鞍瀬 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	鍛冶屋B 323 - I - 173(1)	西条市鞍瀬 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長面 323 - I - 174(1)	西条市鞍瀬 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	長面 323 - I - 174(1)	西条市鞍瀬 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高座 323 - I - 175(1)	西条市鞍瀬 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	高座 323 - I - 175(1)	西条市鞍瀬 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮の成 323 - I - 176(1)	西条市鞍瀬 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	宮の成 323 - I - 176(1)	西条市鞍瀬 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梶A 323 - I - 185(1)	西条市鞍瀬 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	梶A 323 - I - 185(1)	西条市鞍瀬 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梶B 323 - I - 186(1)	西条市鞍瀬 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	梶B 323 - I - 186(1)	西条市鞍瀬 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
馬木 323 - I - 17(2)	西条市鞍瀬 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	馬木 323 - I - 17(2)	西条市鞍瀬 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久兵衛ヶ谷川 212 - 1001	西条市内河之内 (次の図のとおり)	土石流	久兵衛ヶ谷川 212 - 1001	西条市内河之内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北川 212 - 1002 - 1 a	西条市内河之内 (次の図のとおり)	土石流	北川 212 - 1002 - 1 a	西条市内河之内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北川 212 - 1002 - 1 b	西条市内河之内 (次の図のとおり)	土石流	北川 212 - 1002 - 1 b	西条市内河之内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大日川 321 - 1001 a	西条市川原谷 (次の図のとおり)	土石流	大日川 321 - 1001 a	西条市川原谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大日川 321 - 1001 b	西条市川原谷 (次の図のとおり)	土石流	大日川 321 - 1001 b	西条市川原谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大日川 321 - 1001 c	西条市川原谷 (次の図のとおり)	土石流	大日川 321 - 1001 c	西条市川原谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

大日川 321 - 1001 d	西条市 川原谷 (次の 図のと おり)	土石流	大日川 321 - 1001 d	西条市 川原谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大日川 321 - 1001 e	西条市 川原谷 (次の 図のと おり)	土石流	大日川 321 - 1001 e	西条市 川原谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東大谷 川 323 - 1029	西条市 鞍瀬 (次の 図のと おり)	土石流	東大谷 川 323 - 1029	西条市 鞍瀬 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
南猪ノ 谷川 323 - 1034	西条市 臼坂 (次の 図のと おり)	土石流	南猪ノ 谷川 323 - 1034	西条市 臼坂 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
猪ノ谷 川 323 - 1035	西条市 臼坂 (次の 図のと おり)	土石流	猪ノ谷 川 323 - 1035	西条市 臼坂 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
ゴシャ ク谷川 323 - 1038 a	西条市 臼坂 (次の 図のと おり)	土石流	ゴシャ ク谷川 323 - 1038 a	西条市 臼坂 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
ゴシャ ク谷川 323 - 1038 b	西条市 臼坂 (次の 図のと おり)	土石流	ゴシャ ク谷川 323 - 1038 b	西条市 臼坂 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び西条市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第429号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成23年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西の川 212 - 1002	西条市 河之内 (次の 図のと おり)	土石流
大谷川 323 - 1030	西条市 鞍瀬 (次の 図のと おり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び西条市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第430号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を

指定する。

平成23年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中浦 204 - I - 1526(1)	八幡浜市 向灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	中浦 204 - I - 1526(1)	八幡浜市 向灘 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
高野地 B 204 - I - 1574(1)	八幡浜市 高野地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	高野地 B 204 - I - 1574(1)	八幡浜市 高野地 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
松柏 C 204 - I - 1589(1)	八幡浜市 松柏 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	松柏 C 204 - I - 1589(1)	八幡浜市 松柏 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
勘定川 204 - 1013	八幡浜市 向灘 (次の 図のと おり)	土石流	勘定川 204 - 1013	八幡浜市 向灘 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西川 204 - 1014	八幡浜市 向灘 (次の 図のと おり)	土石流	西川 204 - 1014	八幡浜市 向灘 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
杖ノ浦 川 204 - 1015 - 1	八幡浜市 向灘 (次の 図のと おり)	土石流	杖ノ浦 川 204 - 1015 - 1	八幡浜市 向灘 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
杖ノ浦 川 204 - 1015 - 2	八幡浜市 向灘 (次の 図のと おり)	土石流	杖ノ浦 川 204 - 1015 - 2	八幡浜市 向灘 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東川 204 - 1016	八幡浜市 向灘 (次の 図のと おり)	土石流	東川 204 - 1016	八幡浜市 向灘 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大内浦 川 204 - 1017	八幡浜市 向灘 (次の 図のと おり)	土石流	大内浦 川 204 - 1017	八幡浜市 向灘 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東大内 浦川 204 - 1018	八幡浜市 向灘 (次の 図のと おり)	土石流	東大内 浦川 204 - 1018	八幡浜市 向灘 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中之浦 川 204 - 1019	八幡浜市 向灘 (次の 図のと おり)	土石流	中之浦 川 204 - 1019	八幡浜市 向灘 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
寺上川 204 - 1021	八幡浜市 向灘 (次の 図のと おり)	土石流	寺上川 204 - 1021	八幡浜市 向灘 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西下名 坂川 204 - 1022	八幡浜市 大平 (次の 図のと おり)	土石流	西下名 坂川 204 - 1022	八幡浜市 大平 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西中名 坂川 204 - 1023	八幡浜市 大平 (次の 図のと おり)	土石流	西中名 坂川 204 - 1023	八幡浜市 大平 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

西上名坂川 204 - 1024	八幡浜市大平 (次の図のとおり)	土石流	西上名坂川 204 - 1024	八幡浜市大平 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東名坂川 204 - 1026	八幡浜市大平 (次の図のとおり)	土石流	東名坂川 204 - 1026	八幡浜市大平 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宮下川 204 - 1032	八幡浜市矢野町 (次の図のとおり)	土石流	宮下川 204 - 1032	八幡浜市矢野町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
カクオジ川 204 - 1035	八幡浜市松柏 (次の図のとおり)	土石流	カクオジ川 204 - 1035	八幡浜市松柏 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西入寺川 204 - 1036	八幡浜市松柏 (次の図のとおり)	土石流	西入寺川 204 - 1036	八幡浜市松柏 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中入寺川 204 - 1039	八幡浜市松柏 (次の図のとおり)	土石流	中入寺川 204 - 1039	八幡浜市松柏 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東入寺川 204 - 1040	八幡浜市松柏 (次の図のとおり)	土石流	東入寺川 204 - 1040	八幡浜市松柏 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西鳴滝川 204 - 1041	八幡浜市松柏 (次の図のとおり)	土石流	西鳴滝川 204 - 1041	八幡浜市松柏 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
池田川 204 - 1050 - 1	八幡浜市郷 (次の図のとおり)	土石流	池田川 204 - 1050 - 1	八幡浜市郷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
池田川 204 - 1050 - 2	八幡浜市郷 (次の図のとおり)	土石流	池田川 204 - 1050 - 2	八幡浜市郷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
稲市川 204 - 1052	八幡浜市郷 (次の図のとおり)	土石流	稲市川 204 - 1052	八幡浜市郷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
松柏川 204 - 1053	八幡浜市松柏 (次の図のとおり)	土石流	松柏川 204 - 1053	八幡浜市松柏 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南柏川 204 - 1055 - 1	八幡浜市松柏 (次の図のとおり)	土石流	南柏川 204 - 1055 - 1	八幡浜市松柏 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
南柏川 204 - 1055 - 2	八幡浜市松柏 (次の図のとおり)	土石流	南柏川 204 - 1055 - 2	八幡浜市松柏 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
山越川 204 - 1056	八幡浜市松柏 (次の図のとおり)	土石流	山越川 204 - 1056	八幡浜市松柏 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西山越川 204 - 1057	八幡浜市松柏 (次の図のとおり)	土石流	西山越川 204 - 1057	八幡浜市松柏 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

矢野川 204 - 1086	八幡浜市広瀬三丁目 (次の図のとおり)	土石流	矢野川 204 - 1086	八幡浜市広瀬三丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
当川 204 - 1089 - 2	八幡浜市栗野浦 (次の図のとおり)	土石流	当川 204 - 1089 - 2	八幡浜市栗野浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宮浦川 204 - 1091	八幡浜市栗野浦 (次の図のとおり)	土石流	宮浦川 204 - 1091	八幡浜市栗野浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、八幡浜土木事務所及び八幡浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第431号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成23年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下寺上川 204 - 1020	八幡浜市向瀬 (次の図のとおり)	土石流
東上名坂川 204 - 1025	八幡浜市大平 (次の図のとおり)	土石流
西谷川 204 - 1031	八幡浜市松本町 (次の図のとおり)	土石流
樽谷川 204 - 1034	八幡浜市榎谷 (次の図のとおり)	土石流
西矢野川 204 - 1087	八幡浜市広瀬三丁目 (次の図のとおり)	土石流
当川 204 - 1089 - 1	八幡浜市栗野浦 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、八幡浜土木事務所及び八幡浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第432号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成23年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
ナカスジ 445 - 2737(1)	西予市三瓶町蔵貫浦Ⅰ（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	ナカスジ 445 - 2737(1)	西予市三瓶町蔵貫浦Ⅰ（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮野浦 461 - 1807(1)	西予市明浜町宮野浦Ⅰ（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	宮野浦 461 - 1807(1)	西予市明浜町宮野浦Ⅰ（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田之浜東 461 - 1808(1)	西予市明浜町田之浜Ⅰ（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	田之浜東 461 - 1808(1)	西予市明浜町田之浜Ⅰ（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田之浜B 461 - 1809(1)	西予市明浜町田之浜Ⅰ（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	田之浜B 461 - 1809(1)	西予市明浜町田之浜Ⅰ（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田之浜西 461 - 1810(1)	西予市明浜町田之浜Ⅰ（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	田之浜西 461 - 1810(1)	西予市明浜町田之浜Ⅰ（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
伊ノ浦 461 - 2740(1)	西予市明浜町伊津Ⅰ（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	伊ノ浦 461 - 2740(1)	西予市明浜町伊津Ⅰ（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高山B 461 - 2744(1)	西予市明浜町高山Ⅰ（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	高山B 461 - 2744(1)	西予市明浜町高山Ⅰ（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中浦 461 - 2745(1)	西予市明浜町宮野浦Ⅰ（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	中浦 461 - 2745(1)	西予市明浜町宮野浦Ⅰ（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂本川 445 - 1293	西予市三瓶町周木（次の図のとおり）	土石流	坂本川 445 - 1293	西予市三瓶町周木（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
上伊崎川 445 - 1294	西予市三瓶町周木（次の図のとおり）	土石流	上伊崎川 445 - 1294	西予市三瓶町周木（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
中伊崎川 445 - 1295	西予市三瓶町周木（次の図のとおり）	土石流	中伊崎川 445 - 1295	西予市三瓶町周木（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

北中之浦川 445 - 1296	西予市三瓶町長早（次の図のとおり）	土石流	北中之浦川 445 - 1296	西予市三瓶町長早（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
西中之浦川 445 - 1297	西予市三瓶町長早（次の図のとおり）	土石流	西中之浦川 445 - 1297	西予市三瓶町長早（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
中之浦川 445 - 1298	西予市三瓶町長早（次の図のとおり）	土石流	中之浦川 445 - 1298	西予市三瓶町長早（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
西前浜川 445 - 1299	西予市三瓶町長早（次の図のとおり）	土石流	西前浜川 445 - 1299	西予市三瓶町長早（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
西川 445 - 1301	西予市三瓶町二及（次の図のとおり）	土石流	西川 445 - 1301	西予市三瓶町二及（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
スナハチ川 445 - 1302	西予市三瓶町二及（次の図のとおり）	土石流	スナハチ川 445 - 1302	西予市三瓶町二及（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
東川 445 - 1303	西予市三瓶町三及（次の図のとおり）	土石流	東川 445 - 1303	西予市三瓶町三及（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
ハンバタケ川 445 - 1304	西予市三瓶町二及（次の図のとおり）	土石流	ハンバタケ川 445 - 1304	西予市三瓶町二及（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
マメアジロ川 445 - 1305 a	西予市三瓶町二及（次の図のとおり）	土石流	マメアジロ川 445 - 1305 a	西予市三瓶町二及（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
マメアジロ川 445 - 1305 b	西予市三瓶町二及（次の図のとおり）	土石流	マメアジロ川 445 - 1305 b	西予市三瓶町二及（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
上西川 445 - 1306	西予市三瓶町垣生（次の図のとおり）	土石流	上西川 445 - 1306	西予市三瓶町垣生（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
南下川 445 - 1307	西予市三瓶町垣生（次の図のとおり）	土石流	南下川 445 - 1307	西予市三瓶町垣生（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
南川 445 - 1309	西予市三瓶町垣生（次の図のとおり）	土石流	南川 445 - 1309	西予市三瓶町垣生（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
西川 445 - 1310	西予市三瓶町垣生（次の図のとおり）	土石流	西川 445 - 1310	西予市三瓶町垣生（次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

河原川 445 - 1311 a	西予市 三瓶町 垣生 (次の 図のと おり)	土石流	河原川 445 - 1311 a	西予市 三瓶町 垣生 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	新屋敷 川 445 - 1336	西予市 三瓶町 津布理 (次の 図のと おり)	土石流	新屋敷 川 445 - 1336	西予市 三瓶町 津布理 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
河原川 445 - 1311 b	西予市 三瓶町 垣生 (次の 図のと おり)	土石流	河原川 445 - 1311 b	西予市 三瓶町 垣生 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	祝谷川 445 - 1337	西予市 三瓶町 津布理 (次の 図のと おり)	土石流	祝谷川 445 - 1337	西予市 三瓶町 津布理 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
松尾川 445 - 1312 a	西予市 三瓶町 垣生 (次の 図のと おり)	土石流	松尾川 445 - 1312 a	西予市 三瓶町 垣生 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	安土川 445 - 1338	西予市 三瓶町 安土 (次の 図のと おり)	土石流	安土川 445 - 1338	西予市 三瓶町 安土 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
松尾川 445 - 1312 b	西予市 三瓶町 垣生 (次の 図のと おり)	土石流	松尾川 445 - 1312 b	西予市 三瓶町 垣生 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	有網代 川 445 - 1339	西予市 三瓶町 有網代 (次の 図のと おり)	土石流	有網代 川 445 - 1339	西予市 三瓶町 有網代 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東松岡 川 445 - 1313	西予市 三瓶町 垣生 (次の 図のと おり)	土石流	東松岡 川 445 - 1313	西予市 三瓶町 垣生 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	脇川 445 - 1344	西予市 三瓶町 蔵貫浦 (次の 図のと おり)	土石流	脇川 445 - 1344	西予市 三瓶町 蔵貫浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
永井川 445 - 1315 b	西予市 三瓶町 朝立 (次の 図のと おり)	土石流	永井川 445 - 1315 b	西予市 三瓶町 朝立 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	シンデ ン川 445 - 1346	西予市 三瓶町 蔵貫 (次の 図のと おり)	土石流	シンデ ン川 445 - 1346	西予市 三瓶町 蔵貫 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中永井 川 445 - 1317	西予市 三瓶町 朝立 (次の 図のと おり)	土石流	中永井 川 445 - 1317	西予市 三瓶町 朝立 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	川原川 445 - 1347	西予市 三瓶町 蔵貫 (次の 図のと おり)	土石流	川原川 445 - 1347	西予市 三瓶町 蔵貫 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
台川 445 - 1318	西予市 三瓶町 朝立 (次の 図のと おり)	土石流	台川 445 - 1318	西予市 三瓶町 朝立 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	東谷平 川 445 - 1348	西予市 三瓶町 蔵貫 (次の 図のと おり)	土石流	東谷平 川 445 - 1348	西予市 三瓶町 蔵貫 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
屋敷川 445 - 1319	西予市 三瓶町 朝立 (次の 図のと おり)	土石流	屋敷川 445 - 1319	西予市 三瓶町 朝立 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	西蔵貫 浦川 445 - 1350	西予市 三瓶町 蔵貫浦 (次の 図のと おり)	土石流	西蔵貫 浦川 445 - 1350	西予市 三瓶町 蔵貫浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上朴川 445 - 1321	西予市 三瓶町 朝立 (次の 図のと おり)	土石流	上朴川 445 - 1321	西予市 三瓶町 朝立 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	中ノ浦 川 445 - 1355	西予市 三瓶町 下泊 (次の 図のと おり)	土石流	中ノ浦 川 445 - 1355	西予市 三瓶町 下泊 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
和泉谷 川 445 - 1322	西予市 三瓶町 和泉 (次の 図のと おり)	土石流	和泉谷 川 445 - 1322	西予市 三瓶町 和泉 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	大野川 445 - 1356	西予市 三瓶町 下泊 (次の 図のと おり)	土石流	大野川 445 - 1356	西予市 三瓶町 下泊 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
北和泉 川 445 - 1323	西予市 三瓶町 和泉 (次の 図のと おり)	土石流	北和泉 川 445 - 1323	西予市 三瓶町 和泉 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	宮久保 川 445 - 1357 a	西予市 三瓶町 下泊 (次の 図のと おり)	土石流	宮久保 川 445 - 1357 a	西予市 三瓶町 下泊 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
下和泉 川 445 - 1324	西予市 三瓶町 和泉 (次の 図のと おり)	土石流	下和泉 川 445 - 1324	西予市 三瓶町 和泉 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	宮久保 川 445 - 1357 b	西予市 三瓶町 下泊 (次の 図のと おり)	土石流	宮久保 川 445 - 1357 b	西予市 三瓶町 下泊 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西津布 理川 445 - 1332	西予市 三瓶町 津布理 (次の 図のと おり)	土石流	西津布 理川 445 - 1332	西予市 三瓶町 津布理 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	本浦川 445 - 1358	西予市 三瓶町 下泊 (次の 図のと おり)	土石流	本浦川 445 - 1358	西予市 三瓶町 下泊 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

蛇滝川 461 - 1003	西予市 明浜町 宮野浦 (次の 図のと おり)	土石流	蛇滝川 461 - 1003	西予市 明浜町 宮野浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中浦川 461 - 1006	西予市 明浜町 宮野浦 (次の 図のと おり)	土石流	中浦川 461 - 1006	西予市 明浜町 宮野浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
小浦川 461 - 1007	西予市 明浜町 高山 (次の 図のと おり)	土石流	小浦川 461 - 1007	西予市 明浜町 高山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西河内 川 461 - 1008	西予市 明浜町 高山 (次の 図のと おり)	土石流	西河内 川 461 - 1008	西予市 明浜町 高山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
北川 461 - 1009	西予市 明浜町 高山 (次の 図のと おり)	土石流	北川 461 - 1009	西予市 明浜町 高山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
影平川 461 - 1011 b	西予市 明浜町 高山 (次の 図のと おり)	土石流	影平川 461 - 1011 b	西予市 明浜町 高山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中滝川 461 - 1012	西予市 明浜町 高山 (次の 図のと おり)	土石流	中滝川 461 - 1012	西予市 明浜町 高山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
南川 461 - 1013	西予市 明浜町 高山 (次の 図のと おり)	土石流	南川 461 - 1013	西予市 明浜町 高山 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
蔵の谷 川 461 - 1014	西予市 明浜町 狩浜 (次の 図のと おり)	土石流	蔵の谷 川 461 - 1014	西予市 明浜町 狩浜 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大神谷 川 461 - 1015	西予市 明浜町 狩浜 (次の 図のと おり)	土石流	大神谷 川 461 - 1015	西予市 明浜町 狩浜 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
河原川 461 - 1017	西予市 明浜町 狩浜 (次の 図のと おり)	土石流	河原川 461 - 1017	西予市 明浜町 狩浜 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
山口川 461 - 1019	西予市 明浜町 狩浜 (次の 図のと おり)	土石流	山口川 461 - 1019	西予市 明浜町 狩浜 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
網代川 461 - 1020	西予市 明浜町 狩浜 (次の 図のと おり)	土石流	網代川 461 - 1020	西予市 明浜町 狩浜 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西谷川 461 - 1021	西予市 明浜町 渡江 (次の 図のと おり)	土石流	西谷川 461 - 1021	西予市 明浜町 渡江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中ノ谷 川 461 - 1022	西予市 明浜町 渡江 (次の 図のと おり)	土石流	中ノ谷 川 461 - 1022	西予市 明浜町 渡江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

東谷川 461 - 1023	西予市 明浜町 渡江 (次の 図のと おり)	土石流	東谷川 461 - 1023	西予市 明浜町 渡江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
脇川 461 - 1026	西予市 明浜町 俵津 (次の 図のと おり)	土石流	脇川 461 - 1026	西予市 明浜町 俵津 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西川 461 - 1027	西予市 明浜町 俵津 (次の 図のと おり)	土石流	西川 461 - 1027	西予市 明浜町 俵津 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
網干川 461 - 1029	西予市 明浜町 俵津 (次の 図のと おり)	土石流	網干川 461 - 1029	西予市 明浜町 俵津 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
伊ノ浦 川 461 - 1030 a	西予市 明浜町 俵津 (次の 図のと おり)	土石流	伊ノ浦 川 461 - 1030 a	西予市 明浜町 俵津 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、西予土木事務所及び西予市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第433号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成23年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
伊ノ浦川 461 - 1030 b	西予市 明浜町 俵津 (次の 図のと おり)	土石流
堀田川 445 - 1292	西予市 三瓶町 周木 (次の 図のと おり)	土石流
向新地 川 445 - 1314	西予市 三瓶町 垣生 (次の 図のと おり)	土石流
永井川 445 - 1315 a	西予市 三瓶町 朝立 (次の 図のと おり)	土石流
西永井 川 445 - 1316	西予市 三瓶町 朝立 (次の 図のと おり)	土石流

下三十峰川 445 - 1328	西予市三瓶町朝立 (次の図のとおり)	土石流
津布理川 445 - 1333	西予市三瓶町津布理 (次の図のとおり)	土石流
東神ヶ谷川 445 - 1334	西予市三瓶町津布理 (次の図のとおり)	土石流
南蔵貫浦川 445 - 1342	西予市三瓶町蔵貫浦 (次の図のとおり)	土石流
下皆江川 445 - 1352	西予市三瓶町皆江 (次の図のとおり)	土石流
山前川 445 - 1353	西予市三瓶町皆江 (次の図のとおり)	土石流
福岡川 461 - 1025	西予市明浜町依津 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、西予土木事務所及び西予市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第434号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業期間 平成23年3月1日から平成23年3月15日まで
- 3 作業地域 宇和島市北部・西部・南部、愛南町北部

○愛媛県告示第435号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成23年 3月29日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

PVG Solutions 株式会社

神奈川県横浜市港北区篠原町3014番地2

代表取締役 石川 直揮

2 事業場の名称及び所在地

PVG Solutions 株式会社西条工場

西条市港字北新地455番1

3 特定施設に関する事項

(1) 表面処理装置

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たりウエハー1,125枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~11.0 最大 2.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 42 最大 43
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13 最大 15
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 179 最大 190	

備考 汚水等は、酸・アルカリ系中和分解処理設備にて処理する。  
なお、高濃度汚水は、産業廃棄物処理業者へ委託処理する。

(2) エッチング・洗浄装置

特定施設の種類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設
特定施設の能力	1時間当たりウエハー1,125枚処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後2週間
使用開始の予定年月日	完成後直ちに

特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~11.0 最大 2.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 35 最大 37
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 17 最大 19
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 68 最大 71	

備考 汚水等は、酸・アルカリ系中和分解処理設備にて処理する。  
なお、高濃度汚水は、産業廃棄物処理業者へ委託処理する。

(3) エッチング・洗浄装置

特定施設の種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たりウエハー1,125枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~6.0 最大 2.0~6.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 56 最大 58
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 2.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.2

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 54.5 最大 58.0

備考 汚水等は、酸・アルカリ系中和分解処理設備にて処理する。  
なお、高濃度汚水は、産業廃棄物処理業者へ委託処理する。

(4) 石英チューブ洗浄槽

特定施設の種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1日当たり石英チューブ1本処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4.0~6.0 最大 3.0~6.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 2.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 3.5 最大 4.0	

備考 汚水等は、酸・アルカリ系中和分解処理設備にて処理する。  
なお、高濃度汚水は、産業廃棄物処理業者へ委託処理する。

(5) 排気処理装置

特定施設の種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設
特定施設の能力	1分当たり398立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後2週間

使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0~6.0 最大 4.0~6.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 210
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 525
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 27 最大 29
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 11.5 最大 13.0	

備考 汚水等は、HF凝集沈殿処理設備にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) HF凝集沈殿処理設備

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後3週間		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種 類	物理化学的処理		
処理施設の型 式	凝集沈殿処理方式		
処理施設の構 造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦5.21メートル 横1.38メートル 高さ3.00メートル		
処理施設の能力	1日当たり13立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に	項 目	処 理 前	処 理 後

よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0~6.0 最大 4.0~6.0	通常 7.0~9.0 最大 7.0~10.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 210	通常 200 最大 210
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20	通常 30 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 525	通常 500 最大 525
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 27 最大 29	通常 27 最大 29
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 11.5 最大 13.0	通常 11.5 最大 13.0

備考 汚水は、酸・アルカリ系中和分解処理設備にて処理する。

(2) 酸・アルカリ系中和分解処理設備

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後3週間		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和分解処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート及び鋼板製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦8.01メートル 横6.81メートル 高さ8.00メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり371立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和分解処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に	項 目	処 理 前	処 理 後
よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0~11.0 最大 4.0~12.0	通常 6.5~8.0 最大 5.8~9.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 44 最大 46	通常 15 最大 16
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.2 最大 10.5	通常 5.2 最大 10.5

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 28 最大 31	通常 28 最大 31
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 1.3	通常 1.0 最大 1.3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 348.3 最大 371.0	通常 348.3 最大 371.0

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.5 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.8 最大 9.4
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.5 最大 10.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13.0 最大 16.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 0.7
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 700 最大 800

備考 この他に、雨水排水口が1箇所ある。

○愛媛県告示第436号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成23年3月29日

愛媛県西条保健所長 新山 徹 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

ルネサスエレクトロニクス株式会社  
 神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地  
 代表取締役社長 赤尾 泰

2 事業場の名称及び所在地

ルネサスエレクトロニクス株式会社西条事業所  
 西条市ひうち8番地6

3 特定施設に関する事項

(1) 除害装置A

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設(5基)
特定施設の能力	1分当たり0.11立方メートル処理×5基

工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		着手後1週間
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		連続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 50 最大 50

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(2) 除害装置B

特定施設の種類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設(3基)	
特定施設の能力	1分当たり0.11立方メートル処理×3基	
工事の着手予定年月日		許可後直ちに
工事の完成予定年月日		着手後1週間
使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		連続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 30 最大 30

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(3) 除害装置C

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設 (5基)	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり0.06立方メートル処理×5基	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 50 最大 50

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(4) 除害装置D

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設 (5基)	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり0.08立方メートル処理×5基	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	

使用開始の予定年月日		完成後直ちに
特定施設の使用時間間隔		連続
特定施設の1日当たりの使用時間		24時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		なし
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 50 最大 50

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(5) 除害装置E

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり0.18立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 180 最大 278

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 11 最大 11

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(6) 除害装置F

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり0.08立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 11 最大 11	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(7) 除害装置G

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり0.13立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	

特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 11 最大 11	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(8) 除害装置H

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり0.06立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 180 最大 278

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 10 最大 10
----------------------------	----------------

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(9) 除害装置 I

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設 (8基)	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり0.1立方メートル処理×8基	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 80 最大 80	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(10) 除害装置 J

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設 (7基)	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり0.2立方メートル処理×7基	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	

特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 77 最大 77	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(11) 除害装置 K

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設 (6基)	
特 定 施 設 の 能 力	1分当たり0.2立方メートル処理×6基	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 66 最大 66	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(12) 除害装置 L

特定施設の種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設 (5基)	
特定施設の能 力	1分当たり0.2立方メートル処理×5基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 55 最大 55	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(13) 除害装置 M

特定施設の種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設 (4基)	
特定施設の能 力	1分当たり0.1立方メートル処理×4基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出され	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0

る汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 44 最大 44	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(14) 除害装置 N

特定施設の種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1分当たり0.1立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 10 最大 10	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(15) 除害装置O

特定施設の種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1分当たり0.24立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 11 最大 11	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(16) 除害装置P

特定施設の種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設		
特定施設の能 力	1分当たり0.18立方メートル処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後1週間		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278	
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 11 最大 11	

汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 11 最大 11

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(17) 除害装置Q

特定施設の種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1分当たり0.13立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 11 最大 11

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(18) 除害装置 R

特定施設の種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1分当たり0.2立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 11 最大 11	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(19) 除害装置 S

特定施設の種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設		
特定施設の能 力	1分当たり0.18立方メートル処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後1週間		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278	
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 20 最大 20	

汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 11 最大 11

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(20) 除害装置 T

特定施設の種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設(2基)	
特定施設の能 力	1分当たり0.12立方メートル処理 x 2基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 20 最大 20

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(21) 除害装置U

特定施設の種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設 (3基)	
特定施設の能 力	1分当たり0.18立方メートル処理×3基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 33 最大 33	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(22) 除害装置V

特定施設の種 類	政令別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設		
特定施設の能 力	1分当たり0.2立方メートル処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後1週間		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 50	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 430 最大 430	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 30.8 最大 30.8	

汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 11 最大 11	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設にて処理する。

(23) 現像装置A

特定施設の種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設(55基)		
特定施設の能 力	1日当たり700枚処理×55基		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後1週間		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 12.0~13.0 最大 12.0~13.0	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 50	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 430 最大 430	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 30.8 最大 30.8	

備考 汚水等は、SOPD処理施設にて処理する。

(24) 現像装置 B

特定施設の種 類	政令別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設(23基)	
特定施設の能力	1日当たり700枚処理×23基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 12.0~13.0 最大 12.0~13.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 50
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 430 最大 430
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 9.2 最大 9.2	

備考 汚水等は、SOPD処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 弗素含有廃水処理施設

設 置 年 月 日	平成18年 6月21日
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理
処 理 施 設 の 型 式	凝集沈殿方式
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製及びエポキシ樹脂製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	凝集槽 縦2.1メートル 横2.9メートル 高さ3.5メートル 沈殿槽 縦9.5メートル 横9.5メートル 高さ3.5メートル
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり72立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	凝集沈殿方式
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間

処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.0~3.0 最大 1.0~3.0	通常 8.0~10.0 最大 8.0~10.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50	通常 30 最大 50
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 180 最大 278	通常 5 最大 8
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)		通常 1,630 最大 1,680	通常 1,630 最大 1,680

備考 汚水等は、酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(2) SOPD処理施設

設 置 年 月 日	平成10年 3月1日		
処 理 施 設 の 種 類	生物化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	膜分離式活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	ばっ気槽 縦2.5メートル 横7.5メートル 高さ3.5メートル ばっ気槽 縦2.5メートル 横5.5メートル 高さ3.5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり1.8立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	膜分離式活性汚泥処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 12.0~13.0 最大 12.0~13.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 50	通常 20 最大 20
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20	通常 5 最大 5

窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 430 最大 430	通常 100 最大 100
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 40 最大 40	通常 40 最大 40

備考 汚水等は、酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(3) 酸アルカリ廃水中和処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年 9月30日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	エポキシ樹脂製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	1次中和槽 縦2.5メートル 横3.5メートル 高さ3.5メートル × 2基 2次中和槽 縦2.5メートル 横3.5メートル 高さ3.5メートル × 2基		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり300立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3.0~10.0 最大 3.0~10.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 8.0 最大 9.4	通常 8.0 最大 9.4
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 23.9 最大 38.8	通常 23.9 最大 38.8
	窒素含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 29.7 最大 52.8	通常 29.7 最大 52.8
	りん含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 1.4 最大 8.0	通常 1.4 最大 8.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 6,080 最大 6,080	通常 6,080 最大 6,080	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 6.6 最大 7.7
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 1 最大 6
	りん含有量 (単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 22 最大 40
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 8,295 最大 9,000	

備考 この他に、雨水排水口が5箇所ある。

○愛媛県告示第437号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成23年 3月29日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
株式会社中国フジパン  
岡山県倉敷市中庄3185番地  
代表取締役 磯村 晴起
- 事業場の名称及び所在地  
株式会社中国フジパン四国工場  
西条市ひうち字ひうち3番地12
- 特定施設の種類の  
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第66号の4 ちゅう房施設
- 変更しようとする事項の内容  
特定施設の構造、特定施設の使用方法、汚水等の処理の方法、排水の汚染状態及び量の変更
- 特定施設に関する事項

	変 更 前	変 更 後
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり 弁当4,500食 サンドイッチ 20,000食	1日当たり 弁当17,000食 サンドイッチ 12,000食 おにぎり30,000個
原材料の種類及び1日当たりの 使用量	米 1,150キログラム 食品 800キログラム パン 800個	米 3,000キログラム 食品 3,000キログラム パン 500個

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4.5~9.5 最大 4.0~10.0	通常 4.5~6.0 最大 4.0~10.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 320 最大 400	通常 400 最大 600
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 500	通常 300 最大 500
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50	通常 40 最大 60
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 15	通常 12 最大 15
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 145 最大 165	通常 200 最大 250	

6 汚水等の処理施設に関する事項

		変更前		変更後	
処理施設の型式		活性汚泥法		活性汚泥法及び生物膜ろ過法	
処理施設の能力		1日当たり170立方メートル処理		1日当たり250立方メートル処理	
汚水等の処理の方式		活性汚泥、接触酸化及び凝集沈殿方式		活性汚泥、生物膜ろ過、接触酸化及び凝集沈殿方式	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4.5~9.5 最大 4.0~10.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 4.5~6.0 最大 4.0~10.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 320 最大 400	通常 10 最大 10	通常 400 最大 600	通常 10 最大 10
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 500	通常 10 最大 10	通常 300 最大 500	通常 10 最大 10

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50	通常 22 最大 25	通常 40 最大 60	通常 20 最大 22
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 15	通常 1 最大 3	通常 12 最大 15	通常 1 最大 3
		通常 150 最大 170	通常 150 最大 170	通常 200 最大 250	通常 200 最大 250

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前	変更後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10	通常 10 最大 10
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10	通常 10 最大 10
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 22 最大 25	通常 20 最大 22
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 3	通常 1 最大 3
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 150 最大 170	通常 200 最大 250

備考 雨水排水口は変更なし。

○愛媛県告示第438号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月29日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	川之江大豊線	四国中央市新宮町馬立3669番地先から同町馬立3643番地先まで	旧	メートル 4.6~16.1	キロメートル 0.125	
		及び 四国中央市新宮町馬立3565番から同町馬立3582番まで		16.3~38.0		
		四国中央市新宮町馬立3565番から同町馬立3582番まで	新	16.3~38.0	0.116	

○愛媛県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削上弓削356番地先から 同町弓削上弓削1913番地先まで	旧	メートル 10.0～15.0	キロメートル 0.025	
			新	10.0～15.0	0.025	
"	"	越智郡上島町弓削上弓削356番地先から 同町弓削上弓削1907番地先まで	旧	3.0～35.0	0.521	
			新	3.0～35.0	0.521	
"	"	越智郡上島町弓削上弓削1911番から 同町弓削上弓削1907番地先まで	旧	11.0～35.0	0.337	
			新	11.0～35.0	0.337	
"	"	越智郡上島町弓削上弓削1913番地先から 同町弓削上弓削1911番地先まで	旧	0.0	0.000	
			新	0.0～12.0	0.064	

○愛媛県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削上弓削465番2から 同町弓削上弓削355番2まで	平成23年 3月29日

○愛媛県告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	玉川菊間線	今治市菊間町松尾714番地から 同町高田16番2まで	平成23年 3月29日

○愛媛県告示第442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大西波止浜港線	今治市大西町脇甲1838番2から 同町大井浜154番1まで	平成23年3月29日

○愛媛県告示第443号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・睦月地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年3月29日

愛媛県中予地方局長 門屋 泰三

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 市営土地改良事業（農業用道路整備事業・睦月地区）変更計画書の写し
  - (2) 松山市営土地改良事業等の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成23年3月30日から4月26日まで
- 3 縦覧場所  
松山市役所中島支所

○愛媛県告示第444号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・睦月地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年3月29日

愛媛県中予地方局長 門屋 泰三

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・睦月地区）変更計画書の写し
  - (2) 松山市営土地改良事業等の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間  
平成23年3月30日から4月26日まで
- 3 縦覧場所  
松山市役所中島支所

○愛媛県告示第445号

四国地方整備局長から道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路の区域を次のように変更した旨の通知があった。その関係図面は、四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字横野5668番2から 同町西谷字横野8094番1まで	旧	メートル 3.7~38.2 10.3~93.0	キロメートル 9.143 2.762	
			新	3.7~38.2 10.3~84.0	9.143 2.762	

○愛媛県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲2772番1地先から 同町直瀬甲3247番2まで	平成23年3月30日
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字横野7930番1から 同町西谷字横野7940番まで	平成23年4月1日

## 人事委員会公告

## ○愛媛県人事委員会公告第1号

平成23年度愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告

平成23年3月29日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570  
 電話(089)912-2826  
 愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573  
 電話(089)934-0110 内線2621・2623  
 愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官（男性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験（大学卒特別募集を除く。）を受けることにより、警視庁、神奈川県、大阪府又は兵庫県のパトロール官になるみちがあります。

## 1 受付期間

## (1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成23年4月4日（月）から4月19日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

## (2) インターネットを利用して申し込む場合

平成23年4月5日（火）から4月12日（火）までに届いたものに限り、受け付けます。

## 2 試験区分、採用予定人員及び採用予定時期

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込むことができる試験区分は一つに限ります。申込み後の試験区分の変更はできません。

試験区分	採用予定人員					採用予定時期
	愛媛県	警視庁	神奈川県	大阪府	兵庫県	
大学卒	67人程度	3人程度	3人程度	8人程度	3人程度	平成24年4月1日
大学卒特別募集	22人程度					平成23年10月1日

なお、試験区分で大学卒を志望する場合は、次のことに注意してください。

## (1) 警視庁、神奈川県、大阪府及び兵庫県の中から第2志望を選択することができます。

なお、愛媛県以外の都府県を第1志望とすることはできません。

## (2) 申込み後の志望都府県の変更はできません。

## (3) 愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

## 3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

## 4 受験資格

## (1) 日本の国籍を有する者

## (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

## (3) それぞれの試験について、次に該当する者

試験区分	生年月日・学歴・その他
大学卒	昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成24年3月末日までに卒業する見込みの者
大学卒特別募集	ア 昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた男子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成23年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成23年10月1日の採用に応じられる者

ただし、警視庁の受験資格（生年月日）は「昭和56年5月10日から平成2年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。

また、「大学等」に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

5 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容	
第1次試験	教養試験	50点	警察官として必要な一般知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間30分)	
	身体検査	-	警察官として職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 おおむね160センチメートル以上であること。 体重 おおむね47キログラム以上であること。 胸囲 おおむね78センチメートル以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。	
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作文試験	30点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)	
	体力検査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。	
			種目	基準
			反復横とび	50回以上 / 20秒間
			握力	45キログラム以上(左右の平均)
上体起こし			25回以上 / 30秒間	
垂直とび			55センチメートル以上	
腕立伏臥腕屈伸			30回以上	
20メートルシャトルラン	65回以上			
長座体前屈	45センチメートル以上			
適性検査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身体精密検査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。		

(2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

なお、体力検査については、7種目中4種目以上、前記の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

愛媛県以外の都府県の身体検査の基準及び第2次試験の試験方法等については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

6 試験日、試験会場及び合格発表

区分	試験区分	試験日	試験会場	合格発表
第1次試験	大学卒	平成23年 5月 8日 (日曜日) 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	平成23年 5月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大学卒 特別募集			
第2次試験	大学卒	第1次試験に合格した者に通知します。		平成23年 7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大学卒 特別募集			

愛媛県以外の都府県の合格発表については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（男性）採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。  
この名簿は、原則として、大学卒は平成24年4月以降の、大学卒特別募集は平成23年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。  
また、採用候補者名簿に記載されても、大学卒は平成24年3月末日までに、大学卒特別募集は平成23年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、誰でも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。  
愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、公安職給料表1級19号給（現行給料月額193,126円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。  
愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

9 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官（男性）（大卒）請求」と朱書きし、90円切手（1部につき）を貼った、宛先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は貼らないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）を貼って試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（男性）（大卒）申込み」又は「警察官（男性）（大卒特別募集）申込み」と朱書きし、受験票の表に必ず宛先を明記して50円切手を貼ったうえで、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。 受験票が4月28日（木）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの愛媛県簡易申請システムで確認してください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。ただし、愛媛県を志望した受験者に限ります。  
開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。  
なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次 試 験 不 合 格 者	得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次 試 験 受 験 者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	合格発表の日から1週間	

第2志望の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

## ○愛媛県人事委員会公告第2号

## 平成23年度愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験公告

平成23年 3月29日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570  
 電話(089)912-2826  
 愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573  
 電話(089)934-0110 内線2621・2623  
 愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官（女性）（大学卒及び大学卒特別募集）採用候補者試験を次のとおり行います。

## 1 受付期間

## (1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成23年4月4日（月）から4月19日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

## (2) インターネットを利用して申し込む場合

平成23年4月5日（火）から4月12日（火）までに届いたものに限り、受け付けます。

## 2 試験区分、採用予定人員及び採用予定時期

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、申し込むことができる試験区分は一つに限ります。申込み後の試験区分の変更はできません。

試験区分	採用予定人員	採用予定時期
大 学 卒	11人程度	平成24年4月1日
大学卒特別募集	4人程度	平成23年10月1日

## 3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

## 4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) それぞれの試験について、次に該当する者

試験区分	生 年 月 日 ・ 学 歴 ・ そ の 他
大 学 卒	昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた女子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成24年3月末日までに卒業する見込みの者
大 学 卒 特 別 募 集	ア 昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた女子で、大学等を卒業した者又は大学等を平成23年9月末日までに卒業する見込みの者 イ 平成23年10月1日の採用に応じられる者

## 5 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第1次試験	教 養 試 験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）
	身 体 検 査	-	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身 長 おおむね153センチメートル以上であること。 体 重 おおむね43キログラム以上であること。 視 力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 聴 力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。
	口 述 試 験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

第2次試験	作文試験	30点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）	
	体力検査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。	
			種 目	基 準
			反復横とび	40回以上 / 20秒間
握力			25キログラム以上（左右の平均）	
上体起こし			15回以上 / 30秒間	
垂直とび			40センチメートル以上	
腕立伏臥腕屈伸			15回以上	
20メートルシャトルラン			35回以上	
長座体前屈	45センチメートル以上			
適性検査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身体精密検査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。		

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。  
なお、体力検査については、7種目中4種目以上、前記の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

6 試験日、試験会場及び合格発表

区 分	試 験 区 分	試 験 日	試 験 会 場	合 格 発 表
第1次試験	大 学 卒	平成23年 5月 8日 (日曜日) 〔午前 教養試験〕 〔午後 身体検査〕	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	平成23年5月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大 学 卒 特 別 募 集			
第2次試験	大 学 卒	第1次試験に合格した者に通知します。		平成23年7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
	大 学 卒 特 別 募 集			

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官（女性）採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。  
この名簿は、原則として、大学卒は平成24年4月以降の、大学卒特別募集は平成23年10月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。  
また、採用候補者名簿に記載されても、大学卒は平成24年3月末日までに、大学卒特別募集は平成23年9月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、誰でも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、公安職給料表1級19号給（現行給料月額193,126円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官（女性）（大卒）請求」と朱書き、90円切手（1部につき）を貼った、宛先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は貼らないこと。）には、必要な事項を記入して <b>愛媛県人事委員会事務局へ提出してください</b> 。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）を貼って試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（女性）（大卒）申込み」又は「警察官（女性）（大学卒特別募集）申込み」と朱書き、受験票の表に必ず宛先を明記して50円切手を貼ったうえで、 <b>簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください</b> 。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。 受験票が4月28日（木）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へお問い合わせください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの愛媛県簡易申請システムで確認してください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へお問い合わせください。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次 試 験 不 合 格 者	得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次 試 験 受 験 者	第 1 次 試 験 の 得 点 及 び 順 位 並 び に 第 2 次 試 験 の 試 験 種 目 別 得 点、総合得点及び総合順位（ただし、第 2 次 試 験 で 一 定 の 基 準 に 達 し な い 試 験 種 目 又 は 検 査 種 目 が 有 る 者 に つ い て は、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	合格発表の日から1月間	

公 営 企 業 告 示

○愛媛県公営企業告示第1号

次のとおり落札者を決定した。

平成23年 3月29日

愛媛県立中央病院長 梶 原 眞 人

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入 札 告 示 日
感染性廃棄物処理業務（処分） 約4,400,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日町83番地	平成23年 3月11日	松山容器株式会社 松山市南吉田町2145番地1	8,463円 （1ℓ当りの単価）	一般競争入札	平成23年 1月28日